

亀岡市役所市民ホールにおける感染拡大予防マニュアル

- (1) 次の3つの条件が同時に重ならないよう対策を講じてください。
 - ①換気の悪い密閉空間（密閉）
 - ②多数が集まる密集場所（密集）
 - ③間近での会話や発声をする密接場所（密接）

- (2) 主催者等は、利用者、参加者、出席者、観覧者（以下「利用者等」という。）の健康状態の把握に努め、発熱者や具合の悪い方が参加しないように要請してください。

- (3) 主催者等は、感染が発生した場合の対応に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら利用者等の名簿を作成し適正に管理してください。
また、必要に応じ求められた場合は、これを提出してください。

- (4) 飛沫感染を防ぐため、利用者等の人数は定員の2分の1程度に抑えて利用してください。

- (5) 人との接触を出来るだけ避け、対人距離を十分確保（できるだけ2mを目安に）してください。対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施してください。

- (6) 利用者等にマスクの着用を要請してください。

- (7) 利用者等は、入退場時に手指の消毒等（手指消毒用アルコール、石鹼による手洗いなど）を実施してください。
- (8) 換気の悪い密閉空間とならないよう、窓の開閉などにより定期的な外気の取り入れを行ってください。
- (9) 他人と共用する物品や手が触れる箇所は工夫して最低限にするとともに、消毒用エタノール等でこまめな清拭を行ってください。
- (10) 大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為は行わないでください。
- (11) 感染リスクを抑えるため、実施時間の短縮に努めてください。

担当課係	総務課総務係
電話番号	0771 - 25 - 5010 (内線 2313)